

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託	No.5200196
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	28,455,088円（消費税込み）	

契約相手方	東京書籍株式会社 東京支社 (法人番号：7011501003104)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 東京書籍株式会社 東京支社 所在地 東京都北区堀船二丁目17番1号 代表者 支社長 藤原 康夫</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区内小・中学校に在籍する児童・生徒に対し、学習到達度調査及び、学習に対する意識調査等を実施するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、平成30年度に実施したプロポーザルにおいて、重点項目である「学習到達度調査の実績」、「調査問題の内容」、「結果帳票の内容」等の項目において高い評価点を獲得し、選定されたものである。</p> <p>② 本件は学習指導要領の改定により、令和3年度実施分から小学校6年生の英語調査及び中学校3年生の英語スピーキング調査を追加したが、両調査は上記業者が独自に開発した商品であることから、現時点で他社が本件を履行することは困難である。</p> <p>③ 上記業者は小・中学校向けの教科書を発行しており、学習指導要領の内容について熟知しているため、実施問題の信頼性・妥当性が高い。 また、相談や依頼事項について迅速に対応し、コロナ禍を想定した実施体制も整えられおり、履行評価も優良である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>